

出席停止について

学校保健安全法第 19 条の規定により、下記の感染症は医師の許可があるまで出席停止です。

(※出席停止は、欠席扱いになりません) 主治医とご相談の上、適切な処置をお願いいたします。

また治癒後の登校には主治医による登校許可が必要です。下記の登校許可証明書記入を医療機関に依頼していただき、次回登校時に必ず学校へ提出してください。

| | 対 象 疾 病 | 出席停止の基準 |
|-----|---|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS に限る)、鳥インフルエンザ (H5N1 型に限る) | 治癒するまで |
| 第二種 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで |
| | 麻疹 (はしか) | 発しんに伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん (三日ばしか) | 発しんが消失するまで |
| | 水痘 (水ぼうそう) | 全ての発しんがかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状消退後 2 日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等により、感染の恐れがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病 | 病状により学校医等により、感染の恐れがないと認めるまで |

※医師が感染症予防上、必要 (または支障なし) と認めた場合はこの限りではありません。
不明な点がございましたら、学校保健室 (Tel.076-425-8304) までご連絡ください。

登 校 許 可 証 明 書

不二越工業高等学校長 殿

_____ 年 組 番 氏名 _____

_____ 診 断 名 _____

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記疾患は、治癒または感染の恐れがなくなったため、

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登校可能と認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

主治医氏名